

UBC情報



発行： 2023年1月4日

No. 271

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

7-12月分の源泉所得税は、納期特例を受けている場合、1月20日が納期限となります。年末調整がお済みでない方は、お急ぎください。

令和4年分確定申告が必要な方には確定申告準備表を同封しています。ご確認、ご準備をお願い致します。



旧年中は大変お世話になり、社員一同心より御礼申し上げます。皆様のご健勝と益々のご発展を心よりお祈り申し上げますとともに、本年も変わらずご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



トピックス

補正予算により拡充される補助金事業

令和4年度第2次補正予算により、中小企業等を支援する補助金が拡充される予定です。

◎事業再構築補助金……新分野展開や業態転換等の事業再構築に係る設備投資等を支援する補助金について、*成長分野への転換を支援する「成長枠」を新設し、売上高減少要件を撤廃、*グリーン成長枠について要件を緩和した「エントリークラス」を新設、*市場規模が縮小する業種・業態からの転換を支援する「産業構造転換枠」を新設、*円安を活かし海外で製造する部品等の国内回帰を促進する「サプライチェーン強靱化枠」を新設、など。

◎ものづくり補助金……革新的製品・サービスの開発や生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援する補助金について、*グリーン枠の補助上限を温室効果ガス排出削減の取組に応じた3段階に設定、*「グローバル市場開拓枠」を新設し、海外市場開拓類型では、ブランディング・プロモーション等に係る経費を対象に追加、*補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む場合に補助上限を最大1千万円上乘せ（回復型賃上げ・雇用拡大枠は除く）。

◎小規模事業者持続化補助金……小規模事業者が経営計画を策定して取り組む販路開拓等を支援する補助金について、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者を対象に、全ての申請枠で補助上限を50万円上乘せ。

◎IT導入補助金……業務効率化やDXのために導入するITツール等の導入費用を支援する補助金について、*通常枠の補助下限額を5万円に引下げ、クラウド利用料の対象期間を最大2年間に延ばす、*デジタル化基盤導入類型の補助下限額を撤廃。



☆退職金に関する所得税の取扱い☆

退職時に会社から支払いを受けた退職手当等については、退職所得控除や1/2課税、分離課税といった所得税の取扱いが優遇されています。

◆退職所得金額の計算方法

退職手当等の支払いを受けた場合に退職所得として課税される金額は、【(退職手当等－退職所得控除額)×1/2】となり、これに税率を乗じて所得税額を計算します(原則、他の所得と分離して課税)。

退職手当等から差し引く「退職所得控除額」は、勤続年数に応じた額となり、勤続年数20年までは1年につき40万円、20年超の部分は1年につき70万円です。例えば、勤続年数30年の場合、退職所得控除額は1500万円となり、退職手当等から1500万円を差し引いた額の1/2が退職所得となります。

ただし、役員等として勤務した期間が5年以下の方に対する退職手当等については1/2課税が適用されないため、退職手当等から退職所得控除額を差し引いた額が退職所得となります。

◆退職手当等とみなされるものは

また、令和4年から役員等以外の者としての勤続年数が5年以下である方に対する退職手当等については、退職手当等から退職所得控除額を差し引いた額が300万円を超える場合、その超える部分は1/2課税が適用されないことになりました。

なお、会社から支払われる退職手当等以外にも、小規模企業共済による共済金(準共済金)を一括で受け取る場合や、iDeCo(個人型確定拠出年金)を一時金で受取る場合なども退職所得として扱われ、加入期間に応じた退職所得控除額を差し引いた額の1/2が課税対象となります。

編集後記

新型コロナの第8波と今年はインフルエンザの流行も懸念されるので、換気・マスクの常用など、自社でできる感染対策を行い、繁忙期を乗り切りたいと思います！

☆帳簿の提出がない場合等の加算税加重措置

令和4年度税制改正により、申告所得税、法人税・地方法人税、消費税の税務調査において「売上げに関する調査に必要な帳簿」の提示等を求められた際、①帳簿の提示等をしない、②帳簿への売上金額の記載等が本来記載等をすべき金額の1/2未満、③帳簿への売上金額の記載等が本来記載等をすべき金額の2/3未満、のいずれかに該当する場合は、申告漏れ等に対して課される通常の過少申告加算税・無申告加算税の割合が加重(①・②は10%、③は5%)されることになりました。

この措置は、令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する申告所得税、法人税・地方法人税、消費税について適用されます。

☆国による電気・都市ガス料金の負担緩和策

電気・ガス料金の上昇により、家庭や企業などの負担が増加していることから、国は各小売事業者などを通じて、電気・都市ガスの使用量に応じた料金の値引きを行う負担緩和策を実施します。

電気料金の値引き額は、低圧契約が7円/kWh、高圧契約が3.5円/kWhとなります。また、都市ガスについては30円/m³です。

この値引きは、令和4年12月下旬に確定する燃料費調整単価(電気)・原料費調整単価(ガス)が適用される検針分から開始となり、令和5年9月使用分(10月検針分)まで実施されます(燃料費・原料費調整単価以外で値引きが行われる場合は原則、1月使用・2月検針分から開始)。



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 271

発行： 2023年
1月4日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL： 0836-33-6717

FAX： 0836-33-6753

Mail： info@ubc-net.com

URL： http://ubc-net.com

所属：（一財）総合福祉研究会

（一社）全国地域医業研究会

保育

保育士の配置改善要望 ～4、5歳児クラスで配置増加へ～



全国知事会は11月17日、小倉将信・こども政策担当大臣に対して、保育所などの職員配置基準を早期に手厚くすることなどを盛り込んだ提言を提出した。

現在、配置基準は1歳児が6対1で、4、5歳児が30対1となっている。しかし、2021年度に保育所などで起きた1900件の事故のうち、4、5歳児が半数以上を占めていた。

そのため要望書は全国各地の保育所や幼稚園などで、こどもが死傷する事故が起きていることを踏まえ、きめ細かくこどもたちの安全に気を配ることができる体制を整備する必要があると指摘。保育の質の向上に向けて、1歳児と4、5歳児の職員配置基準を早期に見直すよう訴えた。

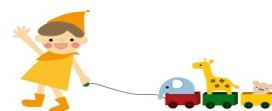
また原油価格や食材など広範囲で物価が高騰しており、運営に大きな影響があると指摘。臨時的な公定価格の改定も求めた。

このほか、新型コロナウイルスに伴う生活福祉資金の特例貸付について、償還免除の要件緩和や償還猶予制度の弾力的運用など、支援の拡充も要望した。出産や育児の際の伴走型支援など、こども支援策の恒久的な充実も盛り込んだ。

知事会と小倉大臣はオンラインで会合を開催。知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームリーダーを務める三日月大造・滋賀県知事が提言を出した。（福祉新聞）

討論

少子化問題・子育て政策



厚生労働省子ども家庭局の藤原朋子局長は、「こども政策の現状と課題」と題して、①少子化の動向及びこどもや子育て家庭の状況、②児童福祉法等の改正、③総合経済対策、④保育施設をめぐる動き、⑤こども家庭庁の創設と今後の方向性、について説明しました。結婚・出産減少下で政策の可能性はどこにあるかを考えた上で、母親の孤立感を和らげるために相談支援と資金とをセットで活かしたいとし、また保育事業者等に対しては「改革をおそれず、今までの延長線ではない経営」を要望しました。その言葉は創設されるこども家庭庁の決意のようにも聞こえました。

講演後には、「どうなる子ども・子育て政策～子ども家庭庁の発足を控えて～」と題してパネルディスカッションが行われました。討論では、「低出生の罨」から抜け出せるかがまさに社会保障制度の問題であるとし、今までの少子化対策は高齢者の支え手を増やすという大人のための施策だったが、こども家庭庁でようやく真の子どものための役所・施策が始まると期待。家族関係社会支出の財源に関して、子供政策は何かをしっかりと議論したうえで社会全体での費用負担の在り方と併せて子供政策の充実に取り組むとする岸田総理の発言で回答しました。各施策を対立構造で見るのではなく全世代型の全体像を議論する必要があり、「子どもに対する投資」の理解が得られるか否かは「地域」がカギになると主張しました。また保育の多機能化の必要性和資金の用途制限等の課題、保育園、幼稚園や認定こども園という施設区分を撤廃して一体化した施策が必要な時期に来ているのではないかと発言もありました。

次世代の育成を考えたとき、保育事業が重要な事業であることは論を待ちませんが、家庭にいる子供をどのように支援するかも重要な視点であり、さらには子どもに限らず多様な課題で困っている家庭を、行政や地域がどのように支援していくべきかが問われているのだと感じました。（総合福祉研究会）



地域共生社会における社会福祉法人の役割 ～第38回 総合福祉研究会全国大会より～

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課課長補佐の岩本博様のご講演では、冒頭に戦前戦後の社会福祉制度に始まり平成12（2000）年の介護保険法制定及び社会福祉基礎機構造改革、平成28（2016）年度からの社会福祉法人制度改革、そして地域共生社会に至る我が国の社会福祉の大きな流れを押えた上で、社会福祉法人経営に求められるものとして「地域における公益的な取組」の考え方や実践事例等の説明がありました。また地域生活課題を解決するためには、「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて地域住民を含む様々な主体が参画・協働し、包括的な支援体制の整備と重層的支援体制の整備が必要であり、社会福祉法人は、非営利セクターの中核として、これまで培った専門性と地域ネットワークを最大限発揮して、地域づくりに貢献することへの期待を示しました。（図表1参照）

さらに、実際の法人経営としては、社会福祉連携推進法人制度の活用等により、経営基盤の強化や人材育成に戦略的に取り組み、社会福祉法人の本旨を貫徹していただきたいと締め括られました。

◆図表1 重層的支援体制整備事業における社会福祉法人に期待される役割について

社会福祉法人が、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、地域福祉において主体的な役割を果たしていくため、本人や世帯の属性を問わない支援等の実施や、同事業を実施する機関をはじめとする他の支援関係機関との連携、地域の福祉ニーズを踏まえた新たな社会資源を創出すること等が期待される。

